

簿記部 部員間規則

本「部員間規則」(以降、「部則」といいます)は、簿記部基本的概念・最低自治の記載するものである。校則の上にまた規則のように思えるが、本部則では、部員の自由は基本的に妨げない。本部則は、最低限守ってほしいことが全般である。また部員になった以上は、検定を次々にチャレンジし、部を発展させることに期待する。

第1章 基本的概念

(部員)

- 第1条 当部に所属する生徒を、「部員」とする。
第2条 部員は、基本的に部が推薦する検定に、最低でもチャレンジしなければならない。
第3条 部員は、YBCに加入し、利用し、連絡を聞いていなかったことのないようにしなければならない。
第4条 部員は原則、顧問・部長等の指示に従わなければならない。
第5条 通常・臨時活動等を欠席する場合は、顧問・部長に申し出なければならない。

(部長)

- 第6条 当部の生徒側責任者を「部長」とする。
第7条 部長の補佐として「副部長」の設置も可能とする。
第8条 YBCを運営する上で、事務総長と連携を行って運営を行う。
第9条 部長は、管理責任上、卒業可能規定を満たしても退部は基本的に不可能である。
第10条 部長は、YBC上でも特別常任であり、部員側の代表者である。

(顧問)

- 第11条 当部の責任者を「顧問」とする。
第12条 部組織・YBCでの直接的指示が可能である。
第13条 拒否権を有する。

(事務総長)

- 第14条 YBC管理上の事務機構の最高責任者を「事務総長」とする。
第15条 拒否権を有する。

第2章 退部

(退部規定)

- 第16条 部員が以下の項目になった場合は、顧問からの指示で退部等の処分を可能とする。
- (1) 部則を守れなかった時
 - (2) 風紀を乱した時
 - (3) 校則を乱した時
 - (4) 法を犯した時
 - (5) 顧問・部長・事務総長の3人全員が校則上・風紀上不適切と感じた時
 - (6) 上記の5ついずれかに該当した時

平成 19 年 12 月改定予定

第 17 条 以下の項目になった場合は、部を「卒業」することができる。

- (1) 簿記検定試験 2 級以上を 2 つ以上合格した時
- (2) 簿記検定試験 2 級以上を 1 つでも合格した時
- (3) 上記の 2 つどれかに該当した時

第 18 条 部長は原則管理の都合上、2 級以上を取得しても退部（卒業）はできない。

第 3 章 選任

（選任）

第 19 条 以下の役職については、年に 1 度選任を行う。

- (1) 部長
- (2) 事務総長

第 20 条 副部長は、部長が部員の中から必要であれば 1 人または、副部長補佐などを選任することができる。

（部長選任）

第 21 条 部長の選任選挙を行う場合は、下記の条件が必要である。

- (1) 全部員数が 10 名以上の時
- (2) 候補者が 2 名以上の時
- (3) 年度中に部長が 25 日以上学校を欠席した時
- (4) 部長が退学などの重い校則上問題の処分になった時
- (4) 上記項目最低でも 1 つ該当する時

第 22 条 条件が見合わず、部長選任選挙が実施されない場合は、下記のとおりで部長が選任される。

- (1) 顧問が直接指名をする
- (2) 欠席・遅刻数が比較的少ない部員

第 23 条 部長選任選挙に立候補する際の条件として下記が必要である。

- (1) 学年が 3 年生であること
- (2) 欠席・遅刻数が比較的少ないこと
- (3) 積極性があること

（事務総長選任）

第 24 条 事務総長の選任選挙を行う場合は、下記の条件が必要である。

- (1) 現行の事務総長が継続を表明しない時
- (2) 顧問・部長が完全に不適切と一致し、合意した時

平成 19 年 12 月改定予定

第 25 条 事務総長選任選挙を立候補する際の条件として下記が必要である。

- (1) 初代部長・顧問が一致して推薦する時
- (2) 高等部で 3 年生以上であること
- (3) Web・CSS の技術が少なからず基本的なことを学習できていること
- (4) 部長経験がある者
- (5) 上記項目が最低でも項目(3)とその他 1 つ以上に該当する者

第 26 条 事務総長は管理上の都合から、継続を表明することができる。

第 4 章 役職

(役職内容)

第 27 条 当部には、以下の役職を設定する。

- (1) 顧問
- (2) 部長
- (3) 事務総長
- (4) 初代部長

(初代部長)

第 28 条 当部は、平成 18 年度以前から存在するが、YBC の管理の都合上、平成 18 年度をひとつの区切りとして、平成 18 年度を初代とする。

第 29 条 初代部長は、平成 18 年度部長を指す。

第 30 条 初代部長は、部の相談役であり、部に直接的に指示することはできない。

第 5 章 部会

(部会)

第 31 条 年度に一度は、部会を開催しなければならない。

第 32 条 部会の決議は、原則下記の項目を最低でも決議をしなければならない。

- (1) 部長選任
- (2) 部年度経費予算
- (3) 事務総長選任

第 33 条 部会では、簿記部員(<副>部長)・顧問・事務総長が議決権を有し、決議に参加できる。

第 34 条 部会では、原則簿記部関係者でなければ参加できないが、顧問が承認すれば不関係者であっても、オブザーバーであれば参加できる。だが、決議に票をいれることはできない。

平成 19 年 12 月改定予定

第 6 章 部費・経費

(部費)

第 3 5 条 学校が定めた年度予算の中で、部の運営に関係するものを購入する際には部費を使用することを認める。

第 3 6 条 YBC 上での運営費(ドメイン管理費等)は、基本的に YBC 独自な為、財務緊迫で資金難などの場合、部会予算決議などで決議する。

(決算)

第 3 7 条 顧問または部長が、部会での予算決議の際に責任を持って、部員に詳細を公表しなければならない。

第 7 章 その他

第 3 8 条 拒否権は、決議などの次項で絶対的に拒否が可能にできる権利である。以下の役職に拒否権を認める。

- (1) 顧問・副顧問
- (2) 事務総長

第 3 9 条 本、部則の改定は基本的に部会で承認されなければ施行できない。

第 4 0 条 部則の一部改定・変更の場合は、事務総長が認めれば変更を可能とする。